

▽▲組合本部活動だより▲▽

-総合政策部-

第 162 回船員部会 交通政策審議会海事分科会②

船員に関する特定最低賃金の改正に係る諮問について

(1) 概要

最低賃金は、賃金の低廉な労働者に賃金の最低額を保障することにより労働条件の改善を図り、もって労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的として設定するものであり、船員に関しては国土交通大臣が交通政策審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて決定することとなっている。

(2) 設定業種（概要）

◆全国内航鋼船運航業

適用する使用者及び船員 船員法第 1 条に規定する船舶であって、国内各港間のみを航海する鋼船（次の各号に掲げるものを除く。）の船舶所有者及びその船舶所有者に雇用されている船員であって、同船舶に乗り組む職員及び部員	はしけ	
	内航海運業法第 2 条第 1 項各号に掲げる船舶	
	海上旅客運送業又はサルベージ業に従事する船舶	
	平水区域を航行区域とする船舶及び沿海区域を航行区域とする総トン数 100 トン未満の船舶	
	職員	25万1750円
最低賃金額 (昭和43年度から)	若年職員	23万5300円
	部員	19万3150円
	海上経歴 3 年未満の部員	18万3850円

◆海上旅客運送業

適用する使用者及び船員 船員法第 1 条に規定する船舶であって、旅客運送の用に供するもののうち、次の各号に掲げる船舶の所有者及びその船舶所有者に雇用されている船員であって、同船舶に乗り組む職員及び部員	遠洋区域を航行区域とする船	
	近海区域を航行区域とする船舶	
	沿海区域を航行区域とする総トン数100トン以上の船舶（その航行区域が平水区域から当該船舶の最速速力で 2 時間以内に往復できる区域に限定されている船舶を除く）	
	職員（事務部職員を除く）	24万8350円
最低賃金額 (昭和48年度から)	事務部職員	19万4250円
	部員	18万6900円

漁業◆かつお・まぐろ 最低賃金額 1 人歩船員 19 万 9300 円

※漁船員について(昭和 56 年度から)の最低賃金は、遠洋まぐろ漁業最低賃金を漁業（かつお・まぐろ）最低賃金に改正して設定(令和 4 年度から)

適用する使用者及び船員	船員法第 1 条に規定する船舶であって、かつお・まぐろ漁業の用に供する漁船の船舶所有者及びその船舶所有者に雇用されている船員であって、同船舶に乗り組む者
適用する期間	かつお・まぐろ漁業に係る雇入契約期間とする。ただし、雇入契約において報酬の一部又は全部が歩合によって支払われる船員については、その歩合給の算定の基礎となる期間とする

漁業◆大型いか釣り 最低賃金額 1 人歩船員 20 万 3300 円

適用する使用者及び船員	船員法第 1 条に規定する船舶であって、大型いか釣り漁業の用に供する漁船（総トン数 200 トン以上）の船舶所有者及びその船舶所有者に雇用されている船員であって、同船舶に乗り組む者
最低賃金に算入しない	通常の労働日以外の日の労働及び通常の労働時間を超えた時間の労働に対し支払われる割増手当など
	臨時的に行う通常の労働以外の労働に対し支払われる作業手当、荷役手当、欠員手当など
	予期していない事由に基づき支払われる災害の場合の一時金及び支給条件はあらかじめ確定されているが、支給事由の発生が不確定であり、かつ、まれに支払われる結婚手当、退職手当など
	1 か月を超える期間毎に支払われる夏期・年末手当、賞与、その他これに準ずる賃金
	通勤手当及び実費弁償として支払われる交通費、旅費、その他これに類するもの

//// 用語解説 ////

※ 1 人歩船員とは

雇入契約において報酬の一部又は全部が歩合によって支払われる場合に、歩合給の算定に当たって、1 人歩、1 人代その他の名称の如何を問わず基準となる配分単位 1 単位を有すると認められる船員又はこれと同程度の船員をいうものとする
[海員だより]